

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第1節 適 用

海岸土工は「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第3編第2章第7節地盤改良工、仮設工は「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第5節 護岸基礎工

特仕1-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕1-5-7 笠コンクリート工

笠コンクリートの施工については、「特仕」第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート工の規定によるものとする。

第7節 擁壁工

特仕1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第8節 天端被覆工

特仕1-8-2 コンクリート被覆工

受注者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第3編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第9節 波返工

特仕1-9-2 材 料

受注者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が5 cm以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。

第10節 裏法被覆工

特仕 1-10-5 法枠工

法枠工の施工については、「特仕」第3編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第12節 排水構造物工

特仕 1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

第13節 付属物設置工

特仕 1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-13-4 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。

第14節 付帯道路工

特仕 1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕 1-14-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-14-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第3編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕 1-14-11 区画線工

区画線工の施工については、「特仕」第3編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

第15節 付帯道路施設工

特仕 1－15－2 境界工

境界工の施工については、「特仕」第6編特仕 1－12－2 境界工の規定によるものとする。

第2章 突堤・人工岬

第1節 適 用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4節 突堤基礎工

特仕 2－4－3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第3編特仕 2－3－3 作業土工の規定によるものとする。

第5節 突堤本体工

特仕 2－5－6 既製杭工

既製杭工の施工については、「特仕」第3編特仕 2－4－4 既製杭工の規定によるものとする。

特仕 2－5－7 詰杭工

コンクリート杭の施工については、「特仕」第3編特仕 2－4－4 既製杭工の規定によるものとする。

特仕 2－5－11 ケーソン工

受注者は、曳航、回航に先立ち監督職員に連絡しなければならない。

第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）

第1節 適 用

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第4章 浚渫（海岸）

第1節 適 用

仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。

第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）

特仕4-2-1 一般事項

受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。

第3節 浚渫工（グラブ船）

特仕4-3-1 一般事項

受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、速やかに監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。

第5章 養 浜

第1節 適 用

海岸土工は、「特仕」第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。